

古都保存法に基づく買入地の管理に係る支援

【担当省庁】国土交通省

奈良県における取組

1. 歴史的風土特別保存地区内の土地買入にかかる状況

- 原則として古都保存法の許可のみが得られないことにより、土地利用に著しい支障をきたした土地について、所有者からの買入申出に基づき、県は買入を行う。
- 土地の買入に要する費用については、法令により7/10または1/2の国庫補助。
- 本県においては、**令和6年度末で計476haの土地を買入済み**。特に明日香村においては村の面積の約3%を買い入れ。

【課題】

- 近年、社会通念上特別保存地区の指定の趣旨にそぐわない土地利用申請が不許可とされたことによる買入れ申し出も見受けられる。
- 社会経済情勢が反映され、**相続で困った土地や耕作放棄地**の受け皿となりつつある。

